

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業	細事業名		新継区分	継続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。		平成 20 年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をとおして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,321
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。		平成 21 年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をとおして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,311
事業の目的	・健全な遊びの場所を提供する。 ・児童の知識の普及向上。 ・健全な遊びや行事をとおし、情操を豊かにする。 ・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。	平成 22 年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をとおして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,301	
事業の効果	児童・老人会館活動をとおして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。					